

公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書 適用状況

全国都道府県議長会調査より

1 適用都道府県数

選挙年	H23	H27	H31	R5
都道府県数	24	27	34	36

2 適用理由（例）**（１）地域間の均衡への配慮**

都市と地方の人口格差の考慮、地域の代表確保、地域の声の反映

（２）地理的・物理的条件への配慮

へき地や離島、面積の広さ、県庁所在地からの距離

（３）選挙区構成の適正化

一人区の減少、一票の較差の縮減